

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四十七号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

施行規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「。以下「一部改正省令」という。」を削り、同条第三号中「一部改正省令による改正前の」を削り、「二級課程を修了した者」を「介護職員初任者研修課程を修了したもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。